

# 土浦市中小企業振興資金融資制度の変更に伴う事例集

## 1 変更適用日

平成29年4月3日月曜日 申込分から

\*平成29年4月3日以降に、金融機関へ申し込みをされた方は、変更後の内容が適用となります。

## 2 変更内容

(1) 土浦市融資あっせん利子補給金における利子補給率上限について

【変更後】 上限利率 1.0%

【変更前】 上限利率 1.5%

(例1) 借入時の金利が1.06%、支払い利息額が、53,000円の場合の利子補給額

<変更後> 上限利率1.0%

$$\text{利子補給額} = 53,000\text{円} \times 1.0\% \div 1.06\% = 50,000\text{円}$$

(支払い利息額)

<変更前> 上限利率1.5%

$$\text{利子補給額} = 53,000\text{円} \times 1.06\% \div 1.06\% = 53,000\text{円}$$

(支払い利息額)

\*平成29年4月3日(月)以前に金融機関に申込されている利用者様につきましては、補給期間が終了するまでは、上限利率1.5%で計算した額が補給額となります。

\*利子補給をする額に端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

\*利子補給は自治金融のみ実施しております。

(2) 設備資金における車輛購入資金について

【変更後】 3・5ナンバーの乗用車は、上限を1台につき300万円とし、3・5ナンバーを除くものについては、上限は設けない。3・5ナンバーの乗用車で、車輛価格が300万円を越える場合は、理由書を添付し、あっせん審査会で審査することとする。

【変更前】 乗用車タイプは、上限を1台につき200万円とする。

(例2) 車輛価格が500万円の3ナンバーの乗用車購入のために借入する場合

300万円(自治金融より借入)+200万円(自己資金)

\*車輛価格が300万円を越える場合は、審査のために理由書の添付が必要となります。(市のHPよりダウンロードできますので、指定の様式をご利用下さい)

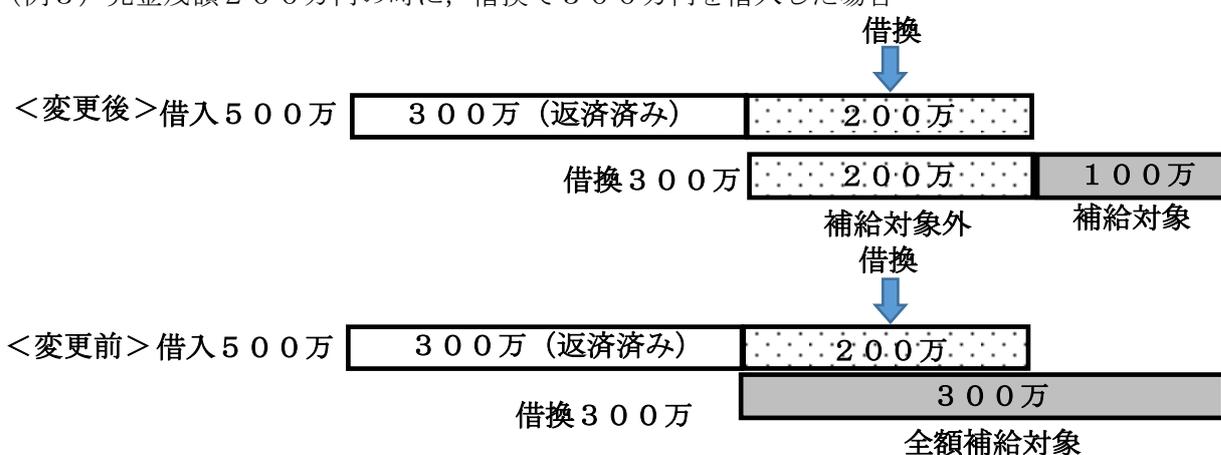
(3)借換後の利子補給について

【変更後】借換後の利子補給については、借増分のみ補給することとする。利子補給をする額に、1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てることとする。

【変更前】借換後の利子補給については、全額補給対象とする。

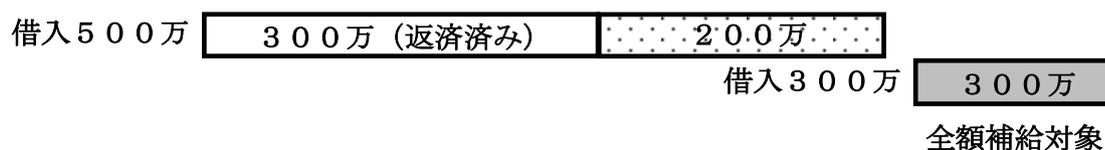
\*利子補給期間である3年間を経たずに借換した場合、元金分の利子補給は終了し、借増分の利子補給のみとなります。

(例3) 元金残額200万円の時に、借換で300万円を借入した場合



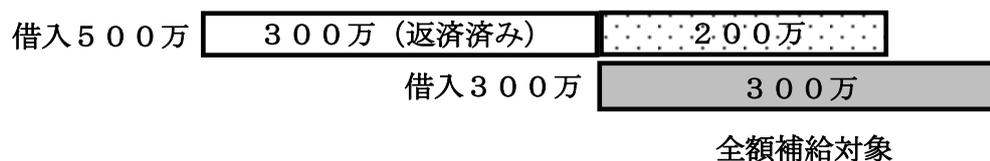
(4)その他

(例4) 元金残額200万円となり、その200万円を自己資金で完済し、新たに300万円借入した場合



\*当初借入額500万円を完済しているため、新たに借入した300万円分については、上限利率の範囲内で全額補給となります。

(例5) 元金残額200万円の時に、枠内で300万円を重複して借入した場合



\*こちらのケースでは、全額新たに借入する300万円は、上限利率の範囲内で全額補給対象となります。

(運転資金・設備資金として借入する場合のみ)